

検数・鑑定・検量事業について

目 次

1. 検数事業等の概要について

- ・ 検数・鑑定・検量の概要
- ・ 港湾運送事業法

2. 検数事業等の規制の変遷について

3. 検数・鑑定・検量事業許可の経緯

4. 検数・鑑定・検量事業許可一覧表

5. 検数事業等許可事業者数及び登録人員数

- ・ 事業者数及び登録人員数
- ・ 指定港湾一覧

6. 検数事業者等の収支状況（平成16年度から平成18年度）

7. その他

検数・鑑定・検量の概要

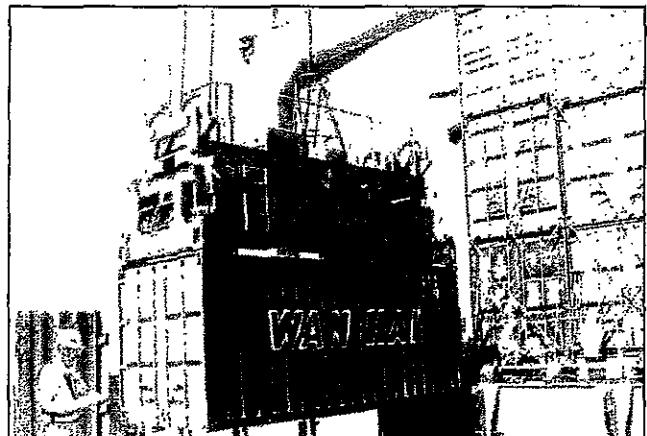
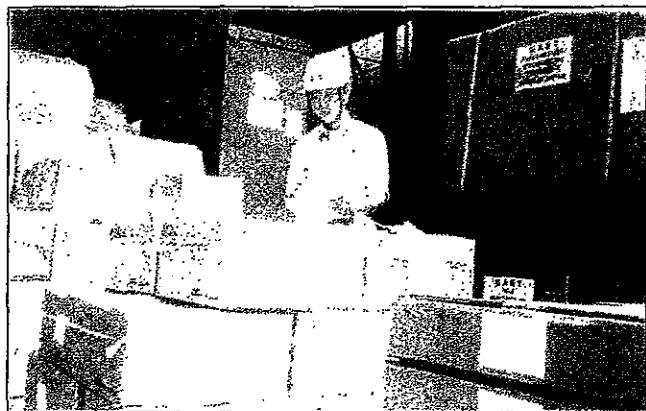
1. 検数

検数業務とは、

船社・荷主の委託を受け、船舶による輸出入貨物の積み卸しに際して

①どんな貨物(品名・荷印・荷姿・荷番)を、②どれだけ(個数・数量)、③どのような状態(損傷の有無・程度)で受渡したかを正確に確認し、その結果を誰が見ても的確に理解できるように書類に記録し、受渡しの証明をする業務。

また、これに関連して荷役の進行状況の記録等も作成する。



2. 鑑定

鑑定業務とは、

船社・荷主の委託を受け、船舶への積込時の貨物の状態を確認し、海上輸送に適した積付けであるかを確認する業務。

また、港湾運送中に事故が発生し貨物に何らかの損害が生じた場合、貨物の損害の調査、原因の鑑定を行う業務等。

(1) 倉口検査

積載貨物に異常・損傷が認められた場合、主として倉口周辺を中心に調査し、損害の程度と原因を検査する。

(2) 積付検査

危険な貨物(劇物、流動しやすい貨物、鋼材等の重量物等)を積載する場合、航海中の事故を防止するため積付けが良好に行われたことを検査証明する。

(3) 噫水検査

受渡し重量を本船の排水量を基準に算定し、証明する。

(4) 積荷重量検定

載貨重量表を有しない、はしけ等に積載された貨物重量を算定し、証明する。

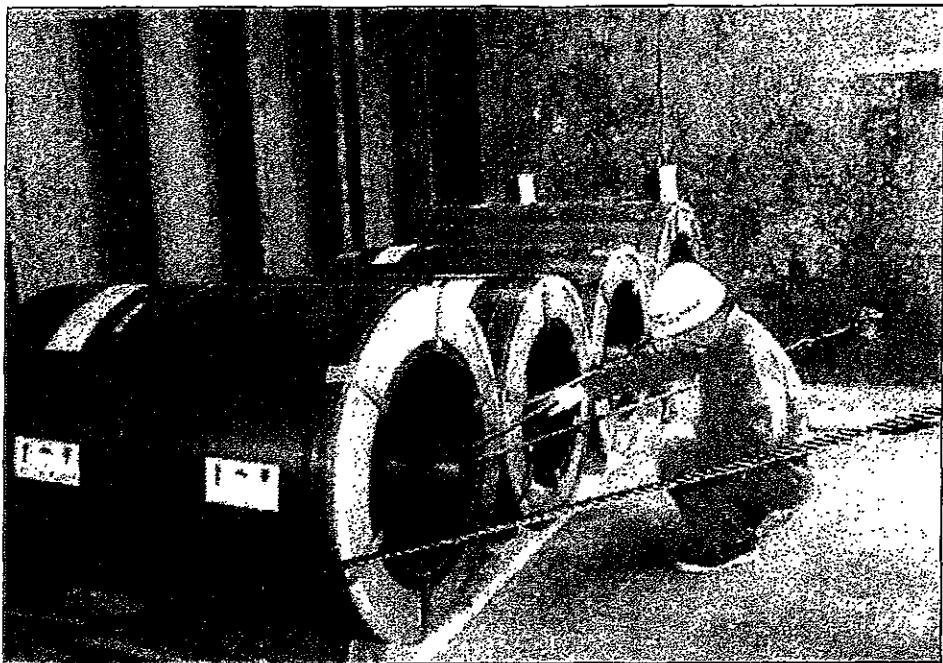
(5) 液量検定・清掃検査

液体貨物の容積及び重量を算定する。

積載予定貨物と他貨物との混合、汚染等を防止し、品質の安全性を確保するためタンク等の清掃状態を検査する。

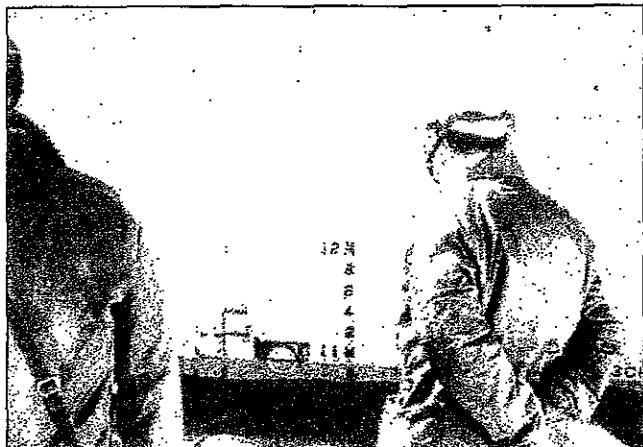
(6) 貨物の損害及び原因鑑定

船舶にて積載輸送された貨物に損害が発生した場合、その損害原因、状態及び程度を調査し、責任の所在を明らかにする。

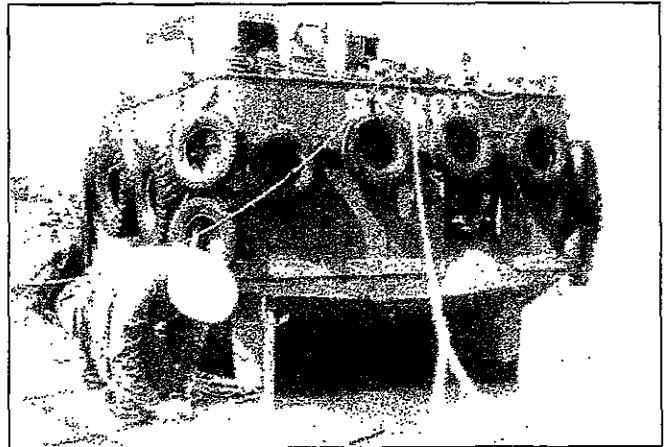


(2)積付検査

(3)喫水検査



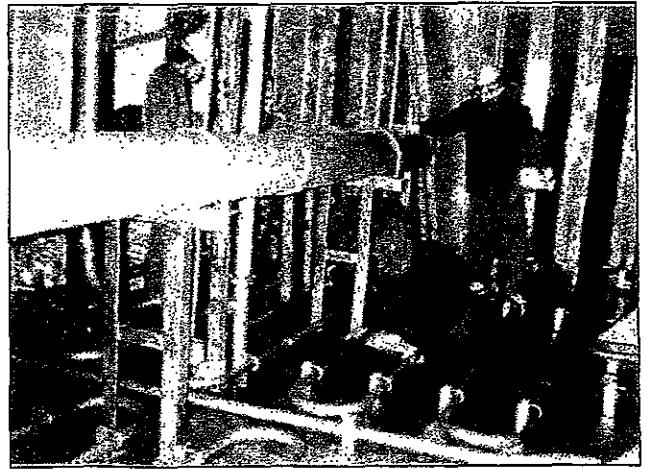
(4)積荷重量検定



(5)液量検定



清掃検査

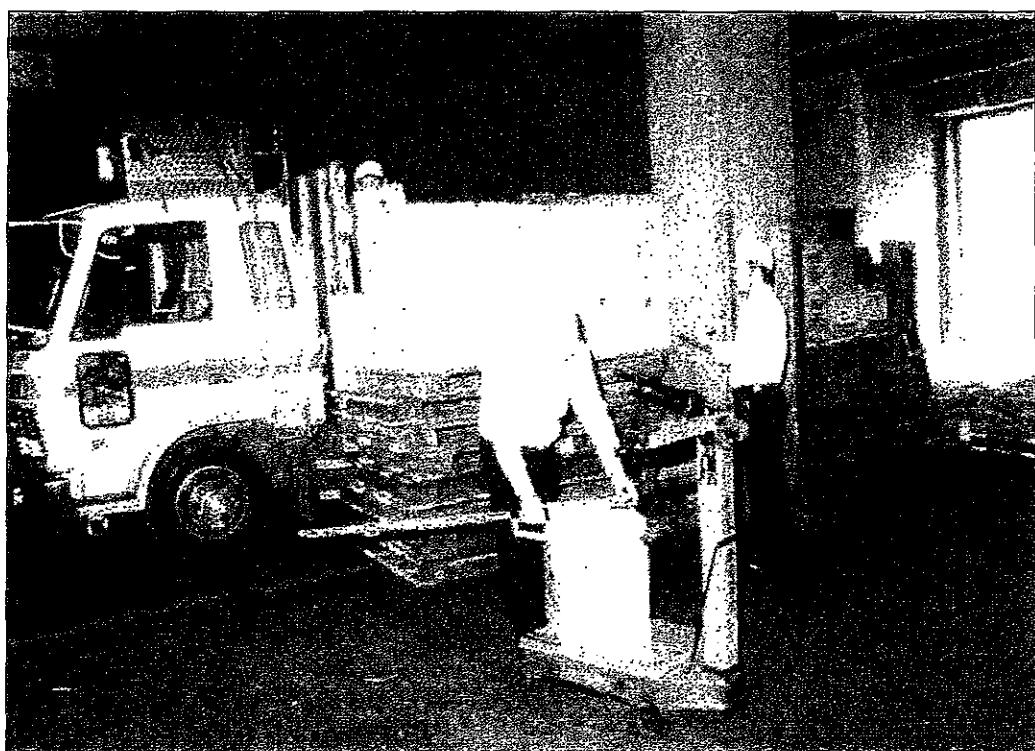
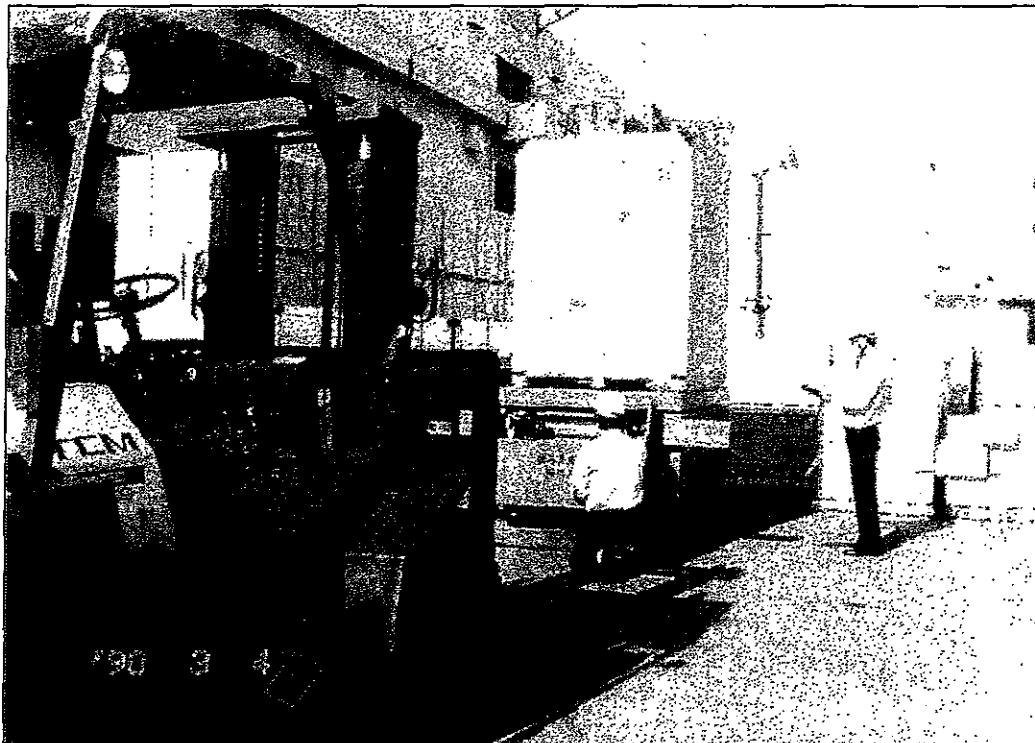


3. 檢量

検量業務とは、

船社・荷主の委託を受け、船舶による輸出入貨物の積み卸しに際して

①どんな貨物(種類・銘柄)を、②どれだけ(個数・正味重量)、積み卸したかを正確に確認し、その結果を誰が見ても的確に理解できるように書類に記録し、証明をする業務。



検数事業等の概要について (港湾運送事業法)

1. 定義(法第2条第1項)

- 検数・・・船積貨物の積込又は陸揚げを行うに際してするその貨物の箇数の計算又は受け渡しの証明
- 鑑定・・・船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定
- 検量・・・船積貨物の積込又は陸揚げを行うに際してするその貨物の容積又は重量の計算又は証明

2. 事業の許可(法第4条)

検数事業等を営もうとする者は、港湾運送事業の種類(検数、鑑定、検量)ごとに国土交通大臣の許可を受けなければならない。

3. 許可基準(法第6条)

国土交通大臣は、港湾運送事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 (省略)

二 検数事業等にあっては、検数事業等の公正かつ適正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること。

三～五 (省略)

4. 運賃及び料金(法第9条)

港湾運送事業の許可を受けた者(以下「港湾運送事業者」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

1. 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
2. 他の港湾運送事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき。

5. 公正な検数事業等の確保(法第16条の2)

検数事業等の許可を受けた者は、公正に検数、鑑定又は検量を行わなければならない。

6. 同法施行規則第4条(事業許可の申請)

1～4 (省略)

5. 検数事業等の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業所の数並びに名称及び位置
- 二 事業に使用される労働者である検数人等(検数人(職業として検数に従事する者をいう。)、鑑定人(職業として鑑定に従事する者をいう。)及び検量人(職業として検量に従事する者をいう)をいう。以下同じ。)の事業所ごとの数

三 教育訓練の実施体制、業務管理体制その他の検数事業等の公正かつ適正な実施を確保するために必要な体制に関する事項

6. 法第5条第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一～七 (省略)

八 検数事業等にあっては、事業に使用される労働者である検数人等に関する次に掲げる事項を記載した事業所ごとの名簿

イ 氏名

ロ 生年月日

ハ 検数事業等に関し必要な実務経験を有すること、知識及び能力に関する研修を終了していることその他の当該検数人等が公正かつ適正に業務を実施することができるとする理由

- 九～十一 (省略)

検数事業等の規制の変遷について

1. 海上運送法（昭和 24 年 6 月 1 日公布）

事業届出制、運賃・料金届出制、検数人等登録制

(1) 関係条文

第 2 条第 8 項(定義)	検数・検数事業・検数人
第 9 項(定義)	鑑定・鑑定事業・鑑定人
第 10 項(定義)	検量・検量事業・検量人
第 23 条(事業の届出)	事業開始の日から 30 日以内に、届出
第 35 条(登録)	検数人等の登録

2. 港湾運送事業法（昭和 26 年 5 月 29 日公布）

荷役事業、はしけ事業等の港湾運送事業について運輸大臣の登録制

3. 港湾運送事業法の一部改正（昭和 34 年 3 月 30 日公布）

港湾運送事業について、登録制から免許制に変更するとともに、検数事業等を港湾運送事業の一種として免許制に移行

(1) 関係条文

第 2 条第 1 項第 6 号(定義)	検数
第 1 項第 7 号(定義)	鑑定
第 1 項第 8 号(定義)	検量
第 6 項(定義)	検数人、鑑定人、検量人
第 3 条第 5 号(事業)	検数事業
第 6 号(事業)	鑑定事業
第 7 号(事業)	検量事業
第 5 条(免許)	事業の免許
第 7 条(登録)	検数人等の登録

* 事業の届出制から免許制へ、運賃・料金の届出制から認可制への変更以外は、条文の書き振りを含め際立った変更はない(検数人等の登録・欠格事由・登録の抹消・登録料の納付・氏名の明示・検数人等の禁止行為)。

(2) 港湾運送事業法に規定されることになった理由

海上運送法が制定された昭和 24 年当時は、港湾運送事業法が制定されていなかったため、同法で規定された。しかしながら、検数事業等は、港湾運送事業法と極めて密接な関係を有し、所管が港湾局となっていること、検数事業等が公共性を有し、対外取引上信用を保持する上で適正な監督を行なう必

要があるため、昭和 34 年の港湾運送事業法の大改正で、事業の免許制になつた際に、港湾運送事業法で規定することが適當とされた。

4. 港湾運送事業法の一部改正(平成 17 年 5 月 20 日公布)

(1) 一般港湾運送事業等の規制緩和を全国へ拡大

平成 12 年 11 月より主要 9 港(千葉港、京浜港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、関門港、博多港)において、事業免許制を許可制に(需給調整規制の廃止)、運賃・料金認可制を事前届出制にすること等を内容とする規制緩和が先行して実施されていたものを、主要 9 港以外の地方港における一般港湾運送事業等まで全面的に拡大したものである。

(2) 検数人等の規制緩和

検数事業等の免許制を許可制に(需給調整規制の廃止)、料金認可制を事前届出制に、検数人等の登録制度を廃止。

* 法改正により、検数・鑑定・検量の証明行為が「登録を受けた検数人等を保有する事業者」から検数等の「必要な実務経験・研修を終了した者を保有する事業者」に移行したことと共に伴い、検数人等の登録者個人に対する<検数人等の登録・欠格事由・登録の抹消・登録料の納付・氏名の明示・検数人等の禁止行為>等の規定は削除され、新たに<公正な検数事業等の確保>をはかるための条文が規定された。

(3) その他

港湾運送の引受け義務の廃止及び事業改善命令の改正等所要の改正を行う。

検数・鑑定・検量事業免許の経緯

事業者総数:34社(ただし、検数と検量、鑑定を兼ねるものはそれぞれ3社、10社ある。)

1. 検数事業

(免許廃止時期及び数)

免許数:現在数7(20)

取得経緯:昭和37年(2社)
38年(2社)
40年(10社)
41年(4社)
42年(1社)
47年(1社)

昭和41年…2社
42年…7社
45年…2社
46年…1社
平成11年…1社
(小計 13社)

2. 鑑定事業

免許数:現在数:16(26)

取得経緯:昭和38年(5社)
39年(1社)
41年(3社)
42年(15社)
43年(1社)
44年(1社)

昭和54年、56年、
60年、62年…各1社
平成4年、6年、
10年、11年…各1社
平成14年 ……2社
(小計 10社)

3. 検量事業

免許数:現在数25(37)

取得経緯:昭和38年(6社)
39年(1社)
40年(2社)
41年(3社)
42年(13社)
43年(3社)
44年(2社)
47年(2社)
50年(3社)
51年(1社)
56年(1社)

昭和54年、56年、
61年、62年…各1社
平成4年 ……1社
6年 ……2社
10年 ……1社
11年 ……1社
13年 ……1社
14年 ……2社
(小計 12社)